(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和5年10月16日 第5部会提出

届	出条	項	大規模小売店舗立地法第5条第1項〔新設〕		
届	出 日		令和5年2月27日		
担 当 部 署 オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光		署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課		

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
清里町 町長 櫛引 政明	北海道斜里郡清里町羽衣町 13 番地

2 届出事項

(1)店舗名及び住所 (2)小売業者名、代表者名及び住所		清里町地域交流拠点施設 北海道斜里郡清里町羽衣町 62-2	
		未定	
(3)新設日		令和5年10月28日	
(4)店舗面積の合	計	1, 205 m²	
	駐車場の収容台数	45 台	
(5)施設の配置	駐輪場の収容台数	10 台	
(3) 地設の追回	荷さばき施設の面積	40 m²	
	廃棄物保管施設の容量	8 m³	
	開店時間・閉店時間	午前7時から午後9時50分まで	
(6)施設の	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで	
運営方法	駐車場の出入口数	出入口4箇所	
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで	

3 審査事項

	指針必要駐車台数の整 備	必要駐車台数 45 台 = 設置台数 45 台
(1)駐車場整備	従業員駐車場等の整備	6 台
等への配慮	駐輪場の整備	10 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し

	搬入車両等の誘導			・計画的搬入により、一時的に搬入車両が集中しないよう配慮する。					
	歩行者の安全対策			・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの 視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・来店車両に対し、各出入口に看板を設置し注意喚起をし、 歩行者や自転車の安全確保に配慮する。					
	交通整理員の配置			・開店時と売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。					
	除排雪による堆積方法			・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 以上で出動し店舗開店前までに終了させる。なお、堆積場の雪は適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。					
				予測地		規制基準値	予測結果	評価	
				1		55dB	41dB	0	
	昼間の等価騒音 レベルの予測結果 _			2		55dB	44dB	0	
				3		55dB	40dB	0	
			4			55db	41db	0	
				予測地点		規制基準値	予測結果	評価	
	夜間の等価騒音 レベルの予測結果		1			45dB	32dB	0	
				2		45dB	39dB	0	
				3		45dB	35dB	0	
(2)騒音発生への配慮				4		45db	32db	0	
70,00	夜間の音 の音 かん	予測地点	音源の種		類	規制基準値	予測;		評価
		a 1	冷	 凍	機	40dB	(敷地境界) 40dB	(住居壁際)	0
		a 2	排	· (元) (気)	1成 <u>4</u>	40dB	53dB	_	
			排	·	5			39dB	\triangle
		a 3 	排	· 気 気	6	40dB 40db	53dB 53db	აყαნ	\triangle
	荷さばき作業等の対策			・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、 騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。					
	附帯設備・カ	É	・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。						

		当者を表現のようでの出すられる。 ***	
	青少年等の蝟集等の対策	・営業終了後、駐車場のすべての出入口をチェーン等で 閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。	
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる 問題についても適正な対応策を講じていく。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が	
		迅速に対応を図る。	
	指針容量の整備	指針容量 5.602 m³ ≤ 設置容量 7.920 m³	
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散するこ とはない。	
(3)廃棄物等へ	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。・設置容量は、指針による容量を十分上回っており、不足することはない。	
の配慮	減量化、リサイクル等	・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクル 徹底する。	
	調理臭、悪臭の飛散防止	・当該施設では調理を行わないため調理臭は発生しない。・在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努めるが、まれに食品の廃棄があると想定されるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。	
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、小売店 舗の設置者が適正な対応策を講じていく。	
(4)街並みづくり等への配慮		・屋内照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、 照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは 10 ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。	
(5)防災対策への	配慮	・災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行う。	
(6)防犯対策への	配慮	・閉店後は建物機械警備の作動及び施錠の徹底をして防犯を図る。・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。	

(7)関係行政機	関との協議状況		
2	公安委員会		
	北海道北見方面 斜里警察署地域交通課	令和5年1月23日 届出書案を提出し、計画概要を説明。 指摘事項なし。 令和5年1月26日 料里警察署 店舗南側の既存乗り入れ口について、既存復旧するよう 検討してほしい。 対応方針 既存復旧について検討する。	
	北海道警察本部交通部交通規制課	令和5年1月27日 届出案を提出し、計画概要を説明 指摘事項なし	
道	道路管理者		
	北海道オホーツク総合振 興局 網走建設管理部斜里出張 所	令和5年2月7日 道道2箇所の切下げについて協議。 位置、構造ともに指摘事項なし。	
H	地元市町村 清里町企画政策課	令和5年1月24日 届出概要を確認し、指摘事項なし。	

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和5年8月3日付け意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5 道(オホーツク総合振興局連絡調整会議)の意見

意見なし